

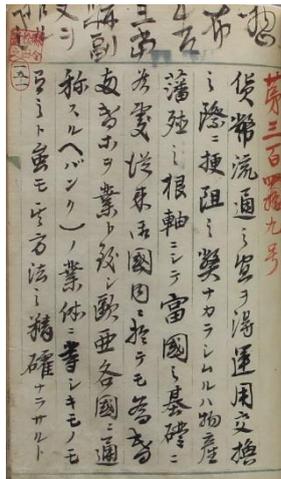
# 1

## 「国立銀行条例制定布達」

明治5年(1872)11月15日

国立銀行条例は伊藤博文の建議、渋沢栄一らの尽力によってアメリカの全国通貨法をモデルとして作成されました。この条例を根拠法規として国立銀行が設立され、その後松方正義による日本銀行が設立されるまで、各地に設立された国立銀行は政府紙幣の整理と金融の普及を推し進めていきます。

【明あ10(151)】



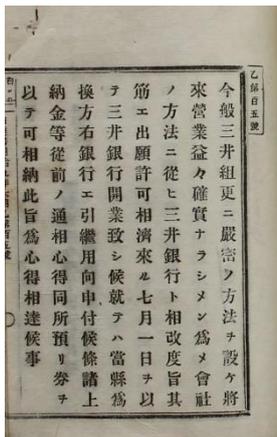
# 2

## 「三井銀行開業布達」

明治9年(1876)6月27日

三井銀行は日本最初の私立銀行です。三井財閥の機関銀行であると同時に日本の代表的な地位にあった銀行であり、資本金200円をもとに7月1日営業を開始し、大津にも支店が設置されました。頭取には三井八郎右衛門高福<sup>たかふく</sup>が就任し、東京本店の他に大津、大阪、京都などに支店がありました。

【明い80(105)】



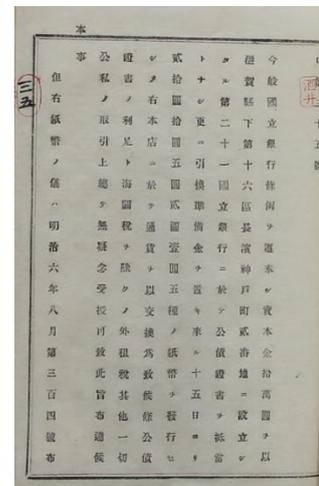
# 3

## 「第二十一国立銀行紙幣発行布達」

明治10年(1877)12月7日

明治9年、国立銀行条例が改正され不換紙幣の発行権が新たに与えられました。それを契機に全国で国立銀行の設立が相次ぎ、長浜には、全国で21番目に誕生した第二十一国立銀行が、滋賀県下最初の国立銀行として創立されます。頭取には柴田源七が就任しました。後にできた大津や彦根の国立銀行が華族や土族の出資でできていたのに対し、長浜の商人だけの力で創立されました。

【明あ142

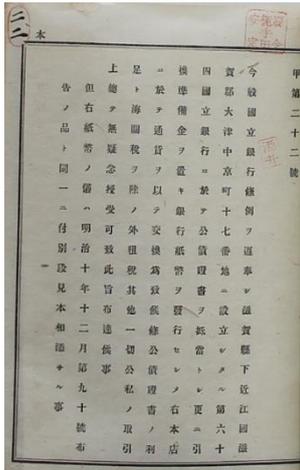


# 4

## 「第六十四国立銀行紙幣発行布達」

明治 11 年 (1878) 6 月 28 日

明治 10 年頃、大津と彦根の両地で銀行設立の計画が持ち上がりました。そこで双方相談の上、合併した形で出願を行います。結局、政府は資本金を 25 万円以下とする条件で翌年 3 月に許可を与え、7 月 20 日に本店を大津、支店を彦根として第六十四国立銀行が誕生しました。頭取には地元有力商人の森弥三郎が就任しました。【明あ 150 (22)】

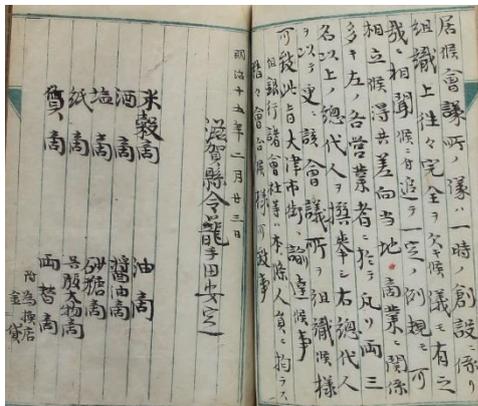


# 5

## 「大津商法会議所設立願」

明治 12 年 (1879) 10 月 15 日

大津市内の有力実業家は、明治 12 年の 2 月に茶話会や座談会の目的として「商法会話」を設立、規模拡大とともに名を「商法会」と改めました。力を認めた県から会を公的な機関とするよう勧められたこともあり、10 月には史料の願いのとおり大津商法会議所が発足します。【明う 29-1



# 6

## 「大津商法会議所設立布達」

明治 15 年 (1882) 2 月 23 日

明治 15 年、商法会議所は改組され公立となることになりました。県令籠手田安定は、大津商法会議所を組織する総代人を商業に関する各営業者から選挙するよう求めた諭達（通達事項）を出します。この後 6 月には各業者の代表者 82 名が選出されます。【明い 135-1 (-)】